

認可について

認可について

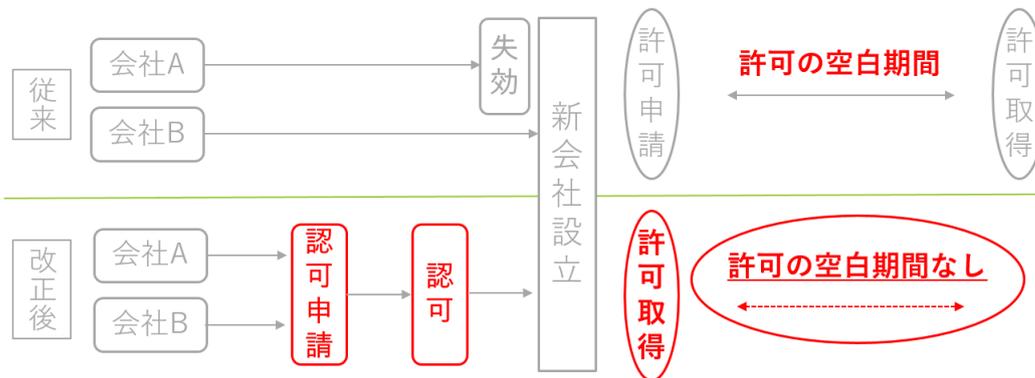
I	認可と種類	
1	認可について	2
2	認可の種類	2
3	認可行政庁（認可申請先）	3
II	認可の要件	4
III	認可申請の手続き	
1	認可申請の事前相談	6
2	申請手数料	6
3	認可申請書の提出先・提出部数	6
4	承継の効果について	7
5	不認可処分	8
6	申請書類	9
7	認可後の届出	17
IV	様式の記載例	
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	19
第22号の7	合併認可申請書	21
第22号の8	分割認可申請書	23
第22号の6	誓約書	25
第22号の10	相続認可申請書	26
第22号の11	誓約書	28
	相続人の同意書 作成例	29

I 認可と種類

1 認可について

認可とは、令和2年10月1日施行の改正建設業法第17条の2及び第17条の3により新設された制度であり、建設業許可業者が事業の承継等をする際に、事前に行う手続きです。

これにより、従来生じていた事業の承継等をした日から許可を取得するまでの空白期間（申請中の期間）がなくなり、円滑に事業を承継できるようになりました。（下図参照）



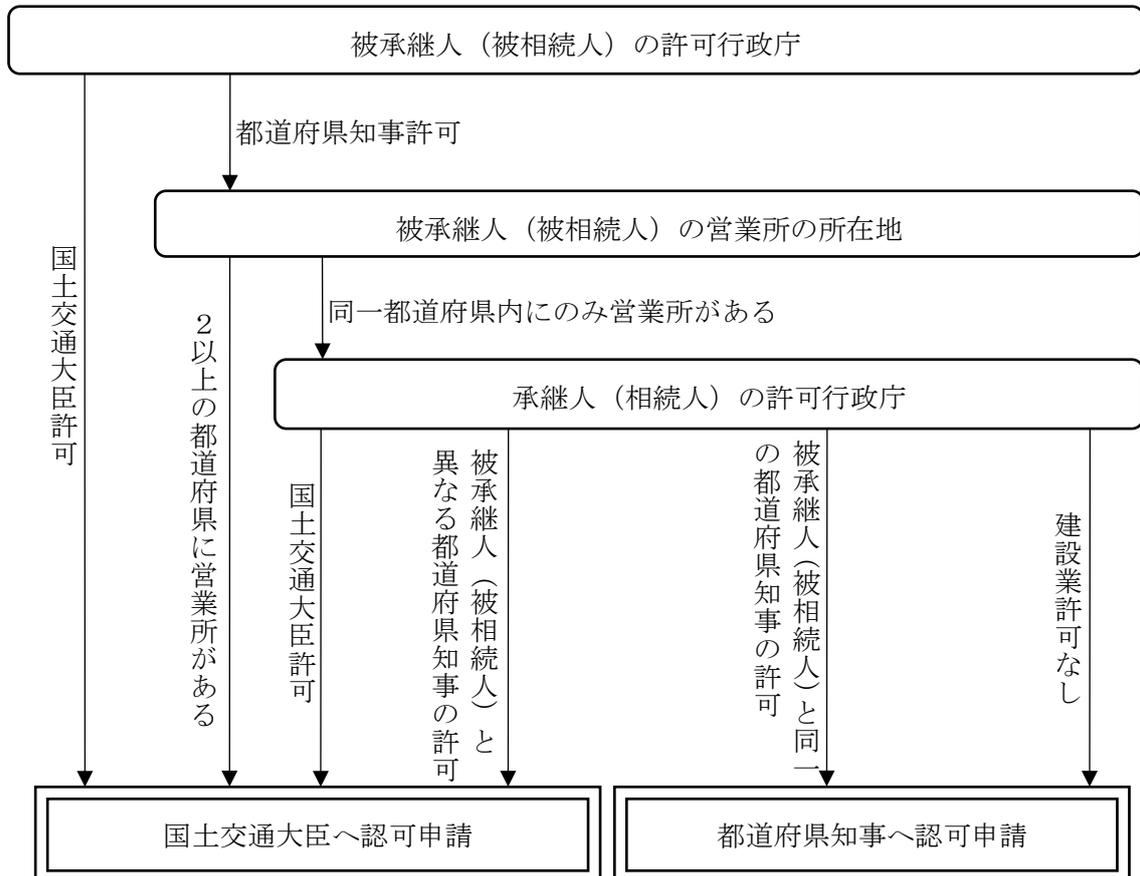
2 認可の種類

認可申請は、下表の4種類に分類されます。

	認可の種類	事例
①	建設業の全部の譲渡（建設業法第17条の2第1項該当）	・ 個人事業主が生前に行う事業承継 ・ 個人事業の法人化（法人成り） ・ 法人の事業譲渡 等
②	合併（建設業法第17条の2第2項該当）	・ 法人の吸収合併 ・ 法人の新設合併 等
③	分割（建設業法第17条の2第3項該当）	・ 法人の分割 等
④	相続（建設業法第17条の3該当）	・ 個人事業主の死亡による相続

3 認可行政庁(認可申請先)

認可申請は、都道府県知事（茨城県）または国土交通大臣（関東地方整備局）のいずれかが行います。したがって、下図に従い適切な行政庁に認可申請を行ってください。



※1 被承継人とは、建設業の全部の譲渡を行う建設業者（以下「譲渡人」という。）、合併消滅法人、分割被承継法人をいう。

※2 承継人とは、建設業の全部を譲り受ける者（以下「譲受人」という。）、合併存続法人又は合併新設法人、分割承継法人又は分割新設法人をいう。

Ⅱ 認可の要件

認可により事業の承継等を行う場合の要件は次のとおりです。

(1) 承継の事実が発生する前に認可を受けていること

相続以外の承継（譲渡、合併、分割）は「あらかじめ」認可を受けることが必要です。承継をした後は認可申請を行うことはできません。遅くとも、承継日の30日前までには申請を完了させてください。これ以降に提出のあった申請や、不備の補正等に多くの時間を要する場合は、承継日までに認可できない可能性があります。その場合、建設業許可の新規申請に切り替えていただくこととなりますので、ご注意ください。

※相続については、被相続人（許可を受けている個人事業主）の死亡後30日以内に認可申請を行ってください。

(2) 事業の承継等によって、許可を有しているすべての建設業を承継人に承継させること

認可は被承継人が有していた建設業の全てを承継人に承継させる場合に限り可能です。被承継人が有していた許可の一部の業種を承継人に承継させることはできません。

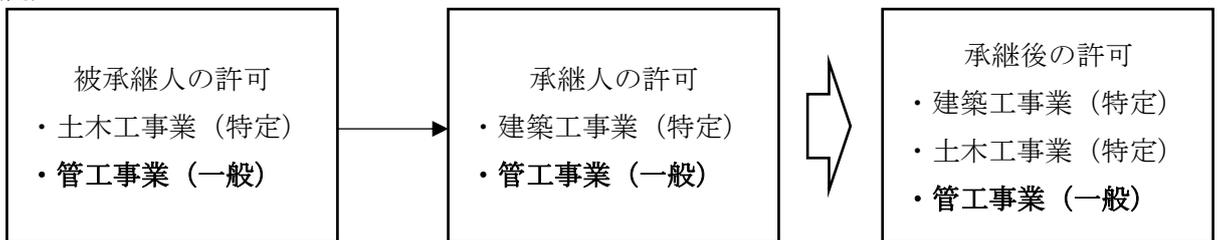
※認可申請を行う前に、被承継人が有している許可の一部の業種を廃業したうえで、残りの業種すべてを承継させることは可能

(3) 被承継人が一般又は特定の建設業許可を有している業種について、承継人が特定又は一般の建設業許可を有していないこと。

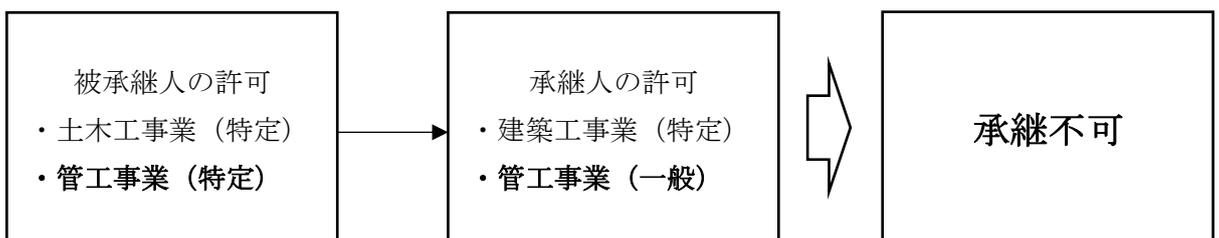
1つの業者が同一の業種について、一般建設業と特定建設業両方の許可を有することはできないため、被承継人と承継人が同じ業種の許可を有している場合、一般又は特定の区分が同じ場合に限り承継が可能です。

※被承継人又は承継人が事前に、本要件に該当する業種を廃業すれば承継が可能となる

(例)



※被承継人と承継人はともに「管工事業」を有しているが、どちらも「一般建設業」であるため承継が可能



※被承継人と承継人のいずれかが「管工事業」を廃業すれば承継が可能

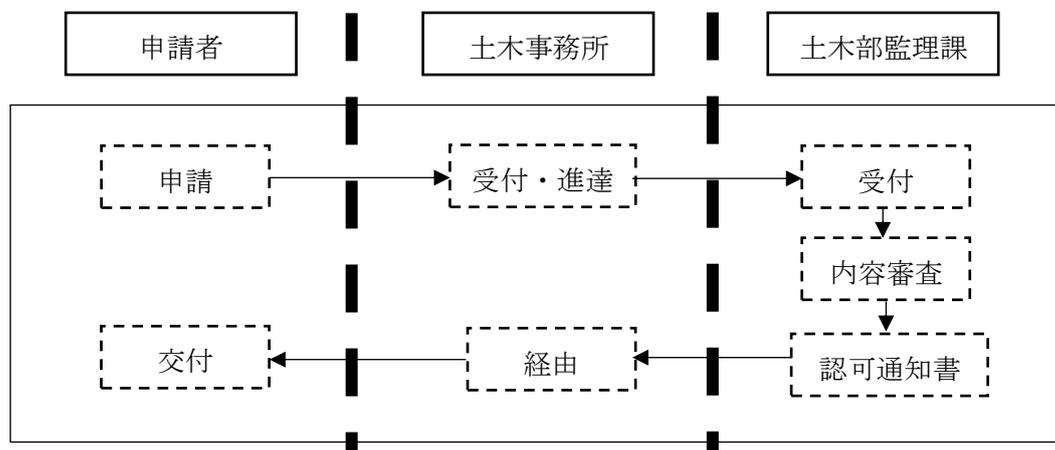
(4) 承継人が承継後に取得する建設業について、建設業許可の要件を満たしていること

承継人は、承継後に取得するすべての業種について、専任技術者の配置等の建設業の許可要件を満たしている必要があります。

認可申請時点で、承継人が建設業許可要件を満たしていなくても、事業の譲渡等によって被承継人の役員や従業員等が被承継人に移ることで要件を満たすことができれば承継は可能です。

Ⅲ 認可申請の手続き

申請から認可に至るまでの手続きは以下のとおりです。



1 認可申請の事前相談

認可申請を行う場合は、事前に監理課建設業担当又は管轄の土木事務所に御相談ください。

2 申請手数料

認可申請の場合、手数料はかかりません。

3 認可申請書の提出先・提出部数

(1) 提出先

申請書類は、主たる営業所を管轄する土木事務所の総務課に提出してください。(下表参照)

また、申請書の作成に当たっては申請書の記載方法(本書19頁以降及び建設業許可の手引き48頁以降)を参照してください。

表【認可に関する書類の提出先及び問い合わせ先】

土木事務所等名称	所在地	管轄地域
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1 029-225-1316	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡
常陸大宮土木事務所	常陸大宮市野中町 3083-2 0295-52-3151	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡
潮来土木事務所	潮来市潮来 1086-1 0299-62-3724	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦土木事務所	土浦市中高津 3-11-5 029-822-4342	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡
筑西土木事務所	筑西市二木成 615 0296-24-9252	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡
茨城県土木部監理課	水戸市笠原町 978-6 029-301-4334	

(2) 提出部数

3部（正本1部、写し2部*） ※1部は認可通知書交付時に申請者控えとして返却いたします。

（留意事項）

- ・法定書類（閲覧）・法定書類（非閲覧）・確認資料は別々に綴じてください。
- ・法定書類は左側を紐で綴じてください。

許可の手引き49頁「2 一般的注意事項（7）」参照

(3) 提出書類持参者

申請書類の提出は、申請者本人が来庁してください。ただし、次の持参者の場合はその限りではありませんが、申請内容についてお聞きますので、内容を十分理解されている方が来庁してください。

1. 役員・従業員等
2. 行政書士（委任状が必要）
3. 申請者により委任を受けた方（委任状が必要）

※行政書士でない方が、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

4 承継の効果について

(1) 承継の対象

事業の承継等について認可を受け、事業の承継等の効力が発生した日に、承継人は被承継人の建設業者としての地位を承継することとなります。

※「建設業者としての地位を承継する」とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と

同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても当然に承継することとなります。一方、建設業法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については承継人に承継されません。

(2) 許可番号について

原則として、被承継人の許可番号を使用します。

承継人が茨城県知事許可業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択することができます。

※一度選択した許可番号を変更することはできません。

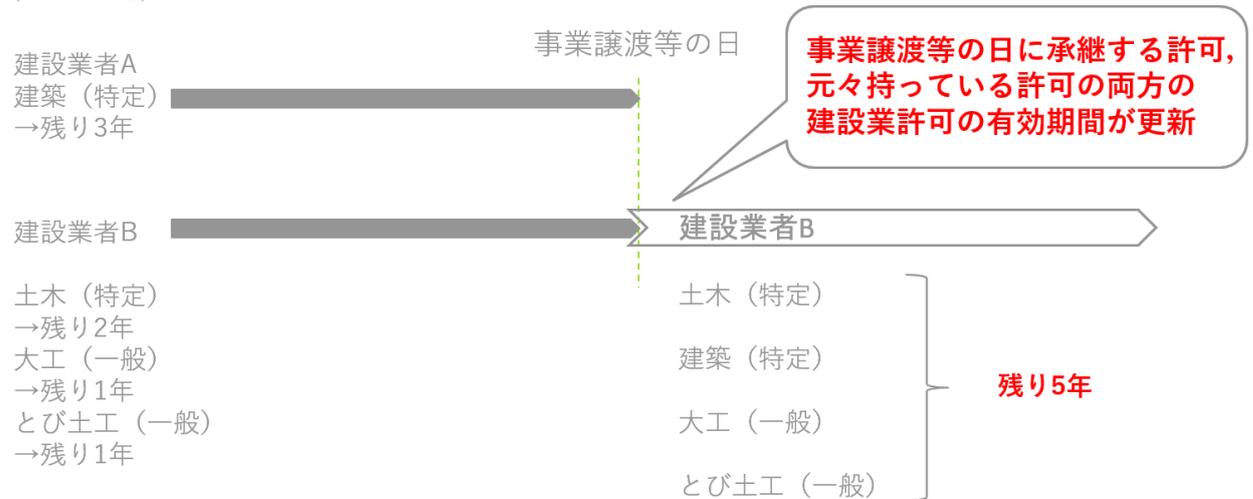
(3) 承継後の許可の有効期間

承継前に、被承継人及び承継人が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該事業の承継等の日の翌日から5年間となります。(建設業法第17条の2第7項)

※承継等の日について

- ・譲渡：譲渡の日
- ・合併：合併の日
- ・分割：分割の日
- ・相続：認可を受けた日

(例)



5 不認可となる場合

申請が法令で定める基準、認可の審査基準に適合していない場合は、申請により求められた認可を拒否する場合があります。申請にあたっては要件を十分確認してください。

なお、上述以外にも、相当の期間を定めて補正を求めたが、期間内に補正がなされなかったなどの場合には認可を拒否する場合があります。

6 申請書類

認可申請書は次のとおりです。

※申請の際には、法定書類（閲覧）・法定書類（非閲覧）・確認資料に分けて提出願います。

表1 譲渡

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 法：法人の場合必要 ■：譲受人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：譲受人が建設業許可業者でかつ、 変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の 手引き参照頁	
閲覧	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	◎	本書 19-20 頁参照	
	別紙1	役員等の一覧表	法		54 頁
	別紙2	営業所一覧表	◎		55-56 頁
	別紙3	専任技術者一覧表	◎	許可申請様式別紙4と同様	59-60 頁
	第2号	工事経歴書	■		61-68 頁
	第3号	直前3年分の各事業年度における工事 施工金額	■		69 頁
	第4号	使用人数	◎		70 頁
	第6号	誓約書	▲		71 頁
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用 人の一覧表	◎		89 頁
		定款	▲		
	第15号 第16号 第17号 第17号の2	貸借対照表 損益計算書・完成工事原価報告書 株主資本変動計算書 注記表	■		92-105 頁
	第17号の3	附属明細書	■		106-108 頁
	第18号 第19号	貸借対照表 損益計算書（個人用）	■		109-110 頁
	第20号	営業の沿革	◎		111 頁
	第20号の2	所属建設業団体	▲		112 頁
	第20号の3	主要取引金融機関名	▲		113 頁
非閲覧		成年被後見人、被保佐人に該当しない 旨の登記事項証明書	▲	いずれかを提出	
		契約の締結及びその履行にあたり必要 な認知、判断及び意思疎通を適切に行 うことができる能力を有する旨を記載 した医師の診断書	▲		
		市町村の長が発行する身分証明書	▲		
	第7号	常勤役員等証明書	▲		72-73 頁
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接 に補佐する者の証明書			74-78 頁
別紙	常勤役員等の略歴書	▲		79 頁	

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 法：法人の場合必要 ■：譲受人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：譲受人が建設業許可業者でかつ、 変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の 手引き参照頁
非 開 覧	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	▲	80 頁
	第 8 号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	30-31 頁
		卒業証明書	◎	
		技術検定合格証等の資格証明書		
	第 9 号	実務経験証明書		
	第 10 号	指導監督的実務経験証明書		
		監理技術者資格者証の写し		
	第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁
	第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁
	第 14 号	株主（出資者）調書	▲	91 頁
		登記事項証明書	▲	
		納税証明書	■	34 頁
	第 22 号の 6	誓約書	◎	譲渡及び譲受け後 2 週間以内に様式第 7 号の 3 及び社会保険関係の届書を提出したことを証する書面を提出する旨の誓約書 本書 25 頁参照
	譲渡及び譲受けに関する契約書（写し）	◎		
	譲渡に関する法人の意思の決定を証する書類の写し ・譲渡又は譲受けを承認した株主総会又は社員総会の議事録 ・譲渡又は譲受けに関する無限責任社員若しくは総社員の同意書	◎		

○確認資料について

申請時は次の確認資料を添付して提出してください。

確認事項	建設業許可の 手引き参照頁	備考
常勤役員等の経験に関する資料	28-29 頁	様式第 7 号又は 7 号の 2 を提出する場合に添付
常勤性に関する資料	32 頁	必ず添付
財産的基礎に関する資料	33 頁	残高証明書や融資証明書等で証明する場合に添付
営業所に関する資料	33 頁	譲渡により新たに営業所が追加になった場合に添付

表2 合併

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：合併存続法人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：合併存続法人が建設業許可業者でかつ、変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の手引き参照頁	
閲覧	第22号の7	合併認可申請書	◎	本書21-22頁参照	
	別紙1	役員等の一覧表	◎		54頁
	別紙2	営業所一覧表	◎		55-56頁
	別紙3	専任技術者一覧表	◎	許可申請様式別紙4と同様	59-60頁
	第2号	工事経歴書	■	新設合併の場合不要	61-68頁
	第3号	直前3年分の各事業年度における工事施工金額	■	新設合併の場合不要	69頁
	第4号	使用人数	◎		70頁
	第6号	誓約書	▲		71頁
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎		89頁
	/	定款	▲		
	第15号 第16号 第17号 第17号の2	貸借対照表 損益計算書・完成工事原価報告書 株主資本変動計算書 注記表	■	新設合併の場合不要	92-105頁
	第17号の3	附属明細書	■	新設合併の場合不要	106-108頁
	第20号	営業の沿革	◎	新設合併の場合不要。ただし合併の効力発生後30日以内に提出。	111頁
	第20号の2	所属建設業団体	▲	新設合併の場合不要。ただし合併の効力発生後30日以内に提出。	112頁
第20号の3	主要取引金融機関名	▲		113頁	
非閲覧	/	成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	▲		
	/	契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	▲	いずれかを提出	
	/	市町村の長が発行する身分証明書	▲		
	第7号	常勤役員等証明書	▲		72-73頁
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	▲		74-78頁
	別紙	常勤役員等の略歴書	▲		79頁
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	▲		80頁
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎		30-31頁	

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：合併存続法人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：合併存続法人が建設業許可業者でかつ、変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の手引き参照頁	
非閲覧		卒業証明書	◎	30-31 頁	
		技術検定合格証等の資格証明書			
	第 9 号	実務経験証明書			
	第 10 号	指導監督的実務経験証明書			
		監理技術者資格者証の写し			
	第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁	
	第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁	
	第 14 号	株主（出資者）調書	▲	91 頁	
		登記事項証明書	▲	新設合併の場合不要。ただし合併の効力発生後 30 日以内に提出。	
		納税証明書	■	新設合併の場合不要	34 頁
	第 22 号の 6	誓約書	◎	合併の効力発生後、2 週間内に所定の書類を提出する旨の誓約書 本書 25 頁参照	
		合併契約書及び合併比率説明書（写し）	◎	株主総会で承認済みのもの	
	合併の方法及び条件が記載された書面	◎	吸収合併・新設合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載		
	合併に関する法人の意思の決定を証する書類（写し） ・合併を承認した株主総会又は社員総会の議事録 ・合併に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書	◎	以下の全ての法人に係るものが必要 ・合併消滅法人 ・合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人 ・合併存続法人		

○確認資料について

申請時は次の確認資料を添付して提出してください。

確認事項	建設業許可の手引き参照頁	備考
常勤役員等の経験に関する資料	28-29 頁	様式第 7 号又は 7 号の 2 を提出する場合に添付
常勤性に関する資料	32 頁	必ず添付
財産的基礎に関する資料	33 頁	残高証明書や融資証明書等で証明する場合に添付
営業所に関する資料	33 頁	譲渡により新たに営業所が追加になった場合に添付

表3 分割

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：分割承継法人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：分割承継法人が建設業許可業者でかつ、変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の手引き参照頁
閲覧	第22号の8	分割認可申請書	◎	本書23-24頁参照
	別紙1	役員等の一覧表	◎	54頁
	別紙2	営業所一覧表	◎	55-56頁
	別紙3	専任技術者一覧表	◎	許可申請様式別紙4と同様
	第2号	工事経歴書	■	新設分割の場合不要
	第3号	直前3年分の各事業年度における工事施工金額	■	新設分割の場合不要
	第4号	使用人数	◎	70頁
	第6号	誓約書	▲	71頁
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	89頁
	/	定款	▲	/
	第15号 第16号 第17号 第17号の2	貸借対照表 損益計算書・完成工事原価報告書 株主資本変動計算書 注記表	■	新設分割の場合不要
	第17号の3	附属明細書	■	新設分割の場合不要
	第20号	営業の沿革	◎	新設分割の場合不要。ただし、分割の効力発生後30日以内に提出
	第20号の2	所属建設業団体	▲	新設分割の場合不要。ただし、分割の効力発生後30日以内に提出
第20号の3	主要取引金融機関名	▲	113頁	
非閲覧	/	成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	▲	いずれかを提出
	/	契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	▲	/
	/	市町村の長が発行する身分証明書	▲	/
	第7号	常勤役員等証明書	▲	72-73頁
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	/	74-78頁
	別紙	常勤役員等の略歴書	▲	79頁
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	▲	80頁
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	30-31頁	

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：分割承継法人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：分割承継法人が建設業許可業者でかつ、変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の手引き参照頁	
非閲覧		卒業証明書	◎	30-31 頁	
		技術検定合格証等の資格証明書			
	第 9 号	実務経験証明書			
	第 10 号	指導監督的実務経験証明書			
		監理技術者資格者証の写し			
	第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁	
	第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁	
	第 14 号	株主（出資者）調書	▲	91 頁	
		登記事項証明書	▲	新設分割の場合不要。ただし、分割の効力発生後 30 日以内に提出	
		納税証明書	■	新設分割の場合不要	34 頁
	第 22 号の 6	誓約書	◎	分割の効力発生後、2 週間内に所定の書面を提出する旨の誓約書 本書 25 頁参照	
		（吸収分割の場合）分割契約書の写し （新設分割の場合）分割計画書の写し 分割比率説明書	◎	株主総会の承認を受けたもの	
	分割の方法及び条件が記載された書面	◎	吸収分割・新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりにある場合はその旨）を記載		
	分割に関する法人の意思の決定を証する書類（写し） ・分割を承認した株主総会又は社員総会の議事録※ ・分割に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書	◎	以下の全ての法人について必要 ・分割承継法人 ・分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人		

○確認資料について

申請時は次の確認資料を添付して提出してください。

確認事項	建設業許可の手引き参照頁	備考
常勤役員等の経験に関する資料	28-29 頁	様式第 7 号又は 7 号の 2 を提出する場合に添付
常勤性に関する資料	32 頁	必ず添付
財産的基礎に関する資料	33 頁	残高証明書や融資証明書等で証明する場合に添付
営業所に関する資料	33 頁	譲渡により新たに営業所が追加になった場合に添付

表4 相続

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：相続人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：相続人が建設業許可業者でかつ、 変更がない場合省略可能 空欄：必要な場合有	備考	建設業許可の 手引き参照頁	
閲覧	第22号の10	相続認可申請書	◎	本書26-27頁参照	
	別紙2	営業所一覧表	◎	55-56頁	
	別紙3	専任技術者一覧表	◎	許可申請様式別紙4と同様	59-60頁
	第2号	工事経歴書	■		61-68頁
	第3号	直前3年分の各事業年度における工 事施工金額	■		69頁
	第4号	使用人数	◎		70頁
	第6号	誓約書	▲		71頁
	第7号の3	健康保険等の加入状況		すでに社会保険等の加入の 届出を提出している場合は、 確認資料とともに提出	81-82頁
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使 用人の一覧表	◎		89頁
	第18号 第19号	貸借対照表 損益計算書（個人用）	■		109-110頁
	第20号	営業の沿革	◎		111頁
	第20号の2	所属建設業団体	▲		112頁
	第20号の3	主要取引金融機関名	▲		113頁
非閲覧		成年被後見人、被保佐人に該当しな い旨の登記事項証明書	▲	いずれかを提出	
		契約の締結及びその履行にあたり必 要な認知、判断及び意思疎通を適切 に行うことができる能力を有する旨 を記載した医師の診断書	▲		
		市町村の長が発行する身分証明書	▲		
	第7号	常勤役員等証明書	▲		72-73頁
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直 接に補佐する者の証明書			74-78頁
	別紙	常勤役員等の略歴書	▲		79頁
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略 歴書	▲		80頁
	第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎		
		卒業証明書			
		技術検定合格証等の資格証明書			
	第9号	実務経験証明書	◎		30-31頁
	第10号	指導監督的実務経験証明書			
		監理技術者資格者証の写し			
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関 する調書	▲		90頁	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の住所、生年月日等に関する 調書	▲		90頁	

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：相続人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：相続人が建設業許可業者でかつ、 変更がない場合省略可能 空欄：必要な場合有	備考	建設業許可の 手引き参照頁
非 閲 覧		法定代理人の登記事項証明書	▲	法定代理人がいる場合のみ 必要
		納税証明書	■	34 頁
	第 22 号の 11	誓約書		認可を受けた日から 2 週間 以内に様式第 7 号の 3 及び 社会保険関係の届書を提出 したことを証する書面を提出 する旨の誓約書 ※様式第 7 号の 3 を提出し た場合は不要 本書 28 頁参照
		戸籍謄本等	◎	被相続人と申請者との続柄 が確認できるもの
		被相続人が営業していた建設業を申 請者が継続して営業することに対す る当該申請者以外の相続人同意書	◎	申請者以外に相続人がいる 場合に必要申請者以外の全 ての相続人が住所及び氏名 を記載し、押印したもの

○確認資料について

申請時は次の確認資料を添付して提出してください。

確認事項	建設業許可の 手引き参照頁	備考
常勤役員等の経験に関する資料	28-29 頁	様式第 7 号又は 7 号の 2 を提出する場合に添付
常勤性に関する資料	32 頁	必ず添付
財産的基礎に関する資料	33 頁	残高証明書や融資証明書等で証明する場合に添付
営業所に関する資料	33 頁	譲渡により新たに営業所が追加になった場合に添付

7 認可後の届出

承継の認可をうけ、承継日に建設業者としての地位を承継した業者は以下の届出・書類の提出を行ってください。

- (1) 事業譲渡の譲受人、合併存続法人、吸収分割に係る承継法人及び相続人（相続認可申請時に提出済みの場合を除く）

書類	提出期限	手引き参照頁
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日から2週間以内	81-82頁
健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料		33頁

- (2) 合併により新設された法人及び新設分割に係る分割承継法人

書類	提出期限	手引き参照頁
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日から2週間以内	81-82頁
健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料		33頁
履歴事項全部証明書（法務局で取得）	承継の日から30日以内	34頁
営業の沿革（様式第20号）		111頁
所属建設業者団体（様式第20号の2）		112頁

- ※1 認可申請時に各法令に定める期間内に社会保険に係る届書を提出することを誓約していただきます。健康保険や厚生年金保険の届出は、事実発生後5日以内（健康保険施行規則第19条第1項、厚生年金保険法施行規則13条第1項等）、雇用保険に届出は、事実発生後10日以内（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2）に行うこととされており、特に期間が短いので御注意ください。
- ※2 承継の日から2週間以内に、様式7号の3及び社会保険等の加入の確認資料の提出がされない場合は、許可の取消しを行いますので御注意ください。

IV 様式の記載例

許可申請と同様の様式については建設業の手引きをご確認ください。

第22号の5 譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

様式第二十二号の五 (第十三条の二関係)

譲 渡 及 び 譲 受 け 認 可 申 請 書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

主たる営業所と登記上の本店（個人は住民票上の住所）の所在地が異なる場合は、二段書きする。
(登記（住民票）上) ○○○市△△町・・・
(営業所) ○○○市◇◇町・・・

令和 年 月 日

申請者 譲渡人 于301-0802 水戸市榎町1-3-1
茨城建設(株)
代表取締役 茨城 一郎
譲受人 于301-8555 水戸市笠原町978-6
茨城建設(株)
代表取締役 茨城 太郎

~~北茨城建設(株)~~
茨城県知事 殿

太枠内は記入しないこと

行政庁側記入欄	大臣コード	国土交通大臣 許可 (一般-) 第 5 号	許 可 番 号	01
認 可 申 請 年 月 日	令和 02 年 12 月 01 日	譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載	認 可 申 請 年 月 日	02
譲 渡 及 び 譲 受 け 年 月 日	令和 02 年 12 月 01 日	事業譲渡の理由を簡潔に記載	譲 渡 及 び 譲 受 け 年 月 日	03
譲 渡 及 び 譲 受 け の 理 由	(例) 「会社事業の整理」, 「個人事業の法人化」, 「事業の譲渡」等			
譲 渡 及 び 譲 受 け の 価 格	1,000,000円		事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載	
引 き 続 き 使 用 す る 許 可 番 号	大臣コード	国土交通大臣 許可 (一般-) 第 666666 号	譲 渡 後 に 使 用 す る 許 可 番 号 を 記 載 (原 則 譲 渡 人 の も の)	
譲 渡 及 び 譲 受 け 後 に 営 業 し よ う と す る 建 設 業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 補 け 板 ガ 塗 防 内 機 築 通 園 井 具 水 消 灌 観	譲 渡 後 、 譲 受 人 が 受 け る こ と と な る 許 可 の 業 種 を 記 載		
認 可 申 請 時 に お い て 許 可 を 受 け て い る 建 設 業		申 請 時 点 で 譲 受 人 が 受 け て い る 許 可 の 業 種 を 記 載		
商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ	イ バ ラ キ ケ ン セ ツ			
商 号 又 は 名 称	茨 城 建 設 (株)			
代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名 の フ リ ガ ナ	イ バ ラ キ タ ロ ウ			
代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名	茨 城 太 郎 (個 人 事 業 主 で 支 配 人 登 記 を し て い る 場 合 に 記 載)			
譲 渡 及 び 譲 受 け 後 の 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 名	08201 都道府県名 茨城県		水戸市	
譲 渡 及 び 譲 受 け 後 の 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 コー	笠 原 町 9 7 8 - 6			
郵 便 番 号	310-8555		電 話 番 号 029-301-4334	
資本金額又は出資総額	40000 (千円)		法人番号 5555555555	
兼 業 の 有 無	2 (1. 有 2. 無)			
許 可 番 号	大臣コード	国土交通大臣 許可 (一般-) 第 555555 号	許 可 年 月 日 令和 02 年 10 月 01 日	

第22号の7 合併認可申請書（第2面）

合併消滅法人が複数ある場合は、第2面の「19」以降は、合併消滅法人ごとに作成すること。
 ※合併により消滅する法人で建設業許可を受けていない法人については記載不要

(第2面)

兼業の有無 1 7 3 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣
知事

合併存続法人が申請時点を受けている許可番号を記載

許可番号 1 8 3 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号 令和 年 月 日

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業 1 9 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 117

第22号の8 分割認可申請書（第1面）

様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

特段の記載がない場合、記載の要領は様式第22号の5と同様

(用紙A4)

00121

分割認可申請書 (第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

分割の当事者法人全てが連署すること

月 日

申請者 _____ 印
 _____ 印
 _____ 印

太枠内は記入しないこと

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄

大臣 コード
知事

許可番号 項番 3 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 5 10 号 許可年月日 11 13 15 日
 0 1 令和 3 年 5 月 7 日

認可申請年月日 0 2 令和 3 年 5 月 7 日

(吸収分割) 分割契約で定めた効力発生日
(新設分割) 分割計画書で定めた新設合併設立会社の設立日

分割年月日 0 3 令和 3 年 5 月 7 日

分割の理由 0 4 (例)「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等
※簡潔に記載

分割の価格 0 5 円 分割契約書(分割計画書)で定めた分割の対価を記載

引き続き使用する 大臣 コード
許可番号 0 6 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 5 10 号
分割後に使用する許可番号を記載(原則分割被承継法人のもの)

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 0 7 分割後、分割承継法人が受けることとなる業種について記載

認可申請時において許可を受けている建設業 0 8 申請時点で分割承継法人が受けている業種について記載
※新設分割の場合は記載しない

商号又は名称のフリガナ 0 9

商号又は名称 1 0

代表者の氏名のフリガナ 1 1

代表者の氏名 1 2

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 1 3 都道府県名 市区町村名

分割後の主たる営業所の所在地 1 4

郵便番号 1 5 電話番号

ファックス番号 _____

資本金額等 1 6 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

第22号の6 誓約書

譲渡及び譲受け、合併、分割認可申請の際に使用すること
※相続認可申請の場合は様式第22号の11を使用

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

（用紙A4）

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者 印

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

第22号の10 相続認可申請書 (第1面)

様式第二十二号の十 (第十三条の三関係)

特段の記載がない場合、記載の要領は様式第22号の5と同様

(用紙A4)

00131

相続認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

太枠内は記入しないこと

主たる営業所の所在地
商号又は名称
氏名

申請者 相続人 を記載 印

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	11 13 15
01	01		令和 年 月 日
認可申請年月日	02	3 5 7	
02			

被相続人の死亡日	03	3 5 7	令和 年 月 日
03			

戸籍謄本等のおりに記載

引き続き使用する許可番号	04	3	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事	許可 (般-特)	第	5	10	号
04										

相続後に使用する許可番号を記載 (原則被相続人のもの)

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業	05	3 5 10 15 20 25 30 35 40	土 建 大 左 と 石 屋 電 管	1. 一般
05				2. 特定

相続後に、相続人が受けることとなる業種を記載

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業	06	3 5 10 15 20 25 30 35 40	1. 一般
06			

申請時点で相続人が許可を有している業種について記載
申請時点で許可を受けていない場合は空欄

商号又は名称のフリガナ	07	3 5 10 15 20 25 30 35 40	
07			

商号又は名称	08	3 5 10 15 20 25 30 35 40	
08			

氏名のフリガナ	09	3 5 10 15 20	
09			

氏名	10	3 5 10 15 20	支配人の氏名
10			

被相続人との続柄	11	(戸籍謄本等のおりに記載)			
11					

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード	12	3 5	都道府県名	市区町村名
12				

相続後の主たる営業所の所在地	13	3 5 10 15 20 25 30 35 40	
13			

郵便番号	14	3 5 6 10 15 20	電話番号
14			

ファックス番号

兼業の有無	15	3	建設業以外に行っている営業の種類
15			

申請時点で相続人が受けている許可番号を記載
申請時点で許可を受けていない場合は空欄

許可番号	16	3	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事	許可 (般-特)	第	5	10	号	令和 年 月 日
16											

第22号の11 誓約書

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

（用紙A4）

相続認可申請の際に使用すること
※譲渡及び譲受け、合併、分割認可申請の場合は様式第22号の6を使用

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者 印

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

茨城県知事 殿

相続人の同意書

相続人住所 _____

氏名 _____

相続人住所 _____

氏名 _____

相続人住所 _____

氏名 _____

申請者以外の相続人全員の住所及び氏名を記入すること。

※承継後に申請者以外の相続人全員でないことが判明した場合は、許可を取り消す場合があります。

上の者は、(業者名) の建設業の営業に関する一切について

(申請者) が相続することに同意します。

○年○月○日